

第9号議案

福井県立図書館規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県立図書館規則（昭和56年福井県教育委員会規則第一号）の一部を改正する。

令和2年5月27日提出

教育長 豊北 欽一

提 案 理 由

県立図書館において、個人番号カードを利用カードとして利用できるサービスを開始するため、所要の規定を改正する必要があるため、この案を提出する。

福井県立図書館規則の一部を改正する規則

1 改正理由

- ・ 県立図書館で個人番号カードを貸出等に利用するサービスを開始するため

2 改正内容

- ・ 個人番号カードを利用するサービスの開始に伴う改正
第十条（利用カード）個人番号カードを利用カードとして利用する手続を追加

3 施行日 令和2年7月1日

福井県立図書館規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年 月 日

福井県教育委員会

委員長 豊北 欽一

福井県教育委員会規則第 号

福井県立図書館規則の一部を改正する規則

福井県立図書館規則（昭和五十六年福井県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用カード) 第十条 (略)</p> <p>(個人番号カードの利用)</p> <p>第十条の二 前条の規定により利用カードの交付を受けた者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。）を利用カードとして利用することができる。</p> <p>2 前項の規定により個人番号カードを利用カードとして利用するために必要な手続は、館長が別に定める。</p> <p>(利用手続) 第十一条 (略)</p>	<p>(利用カード) 第十条 (略)</p> <p>(利用手続) 第十一条 (略)</p>

附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。